

# 兵庫県公報

平成28年8月16日 火曜日 第2824号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	1
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	2
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
○ 同上（同）	4
<b>公安委員会告示</b>	
○ 技能検定員審査の実施	4
○ 教習指導員審査の実施	6
<b>正 誤</b>	
○ 平成28年3月25日付け兵庫県公報号外中	7

## 告 示

### 兵庫県告示第738号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年8月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類  
3級基準点測量（再設）
- (2) 作業期間  
平成28年7月13日から同年9月13日まで
- (3) 作業地域  
西宮市北昭和町の一部
- 2 (1) 作業種類  
3級基準点測量（再設）
- (2) 作業期間  
平成28年7月14日から同年9月14日まで
- (3) 作業地域  
西宮市高松町の一部



### 兵庫県告示第739号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については平成28年8月22日から、2については平成28年8月27日から適用する。

平成28年8月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中  
「

	同 加古川支店	加古川市加古川町寺家町	
--	---------	-------------	--

を「

	同 加古川支店	加古川市加古川町篠原町	
--	---------	-------------	--

に改める。

2 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	同 広田支所	南あわじ市広田広田	
	同 倭文支所	南あわじ市倭文庄田	

を「

	同 広田支所	南あわじ市広田広田	
--	--------	-----------	--

に、「

	同 松帆支所	南あわじ市松帆高屋	
	同 湊支所	南あわじ市湊	
	同 津井支所	南あわじ市津井	
	同 伊加利阿那賀支所	南あわじ市伊加利	

を「

	同 松帆支所	南あわじ市松帆高屋	
--	--------	-----------	--

に、「

	同 阿万支所	南あわじ市阿万下町	
	同 灘支所	南あわじ市灘円実	

を「

	同 阿万支所	南あわじ市阿万下町	
--	--------	-----------	--

に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べる事ができる。

平成28年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 関西スーパー中央店  
 所在地 伊丹市中央五丁目 3番38号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社関西スーパーマーケット  
 住所 伊丹市中央五丁目 3番38号  
 代表者の氏名 福 谷 耕 治
- 3 変更事項  
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
 変更前 1箇所（出入口 1箇所）  
 変更後 2箇所（出入口 1箇所、入口 1箇所）
- 4 変更年月日  
 平成28年 7月13日
- 5 届出年月日  
 平成28年 7月12日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
 (2) 縦覧期間  
 平成28年 8月16日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
 平成28年12月16日  
 (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパーセンタートライアル武庫川店  
 所在地 西宮市池開25
- 2 同法第 8条第 1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要  
 (1) 道路交通・騒音に係る事項  
 ア 周辺環境における運搬車両や荷捌きによる騒音対策として、以下の対策等を講じられたい。  
 (イ) 運搬車両や荷さばきに係る騒音については、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、近隣に十分配慮すること。  
 (ロ) アイドリングをしないよう看板等で啓発すること。  
 イ 周辺道路における来退店車両による安全対策として、以下の対策等を講じられたい。  
 (イ) 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行うこと。  
 (ロ) 来退店車両や荷捌き車両等が周辺の生活道路内に入りこまないよう、適切な交通誘導を行うこと。  
 (ハ) 交通安全上の問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。  
 (ニ) 来退店車両、荷捌き車両等の交通誘導計画について近隣住民及び自治会へ説明を行い、十分協議すること。

(2) 周辺住民への周知について

土地利用の変更に関することは、周辺の住環境への影響が大きいと考えるため、変更内容について、地元自治会や周辺住民へ周知徹底されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年 8月16日から 1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町魚橋字山ノ端463番1、464番、464番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市米田町平津243番地1  
T&Cエステート株式会社 代表取締役 森 下 尚 人
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年 6月21日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-24-2号（27高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市片浜町1番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市城西町15番地5  
栄建築株式会社 代表取締役 井 上 一 幸
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年 4月21日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-1号（28赤穂）

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第252号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年 8月16日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技

能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成28年10月1日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成28年8月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成28年8月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成28年8月18日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,450円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成28年11月1日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

## 兵庫県公安委員会告示第253号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年8月16日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

## 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

平成28年10月1日（土）

## 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成28年8月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

平成28年8月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成28年8月18日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては14,950円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38

号) 別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成28年11月1日(火)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

正 誤

○平成28年3月25日付け(兵庫県公報号外)

兵庫県人事委員会規則第7号(職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	上から6	並び	並びに
	上から16	並び	並びに